

## 在瀋陽日本国総領事館 広報分野業務補助員（委嘱）の募集

2019年5月13日

在瀋陽日本国総領事館

在瀋陽日本国総領事館では、広報分野業務補助員（委嘱）を募集しています。下記要領で応募をお願いします。

### （委嘱期間）

2019年10月1日から2020年3月31日まで

※出勤開始日は要相談。

### （業務委嘱内容）

在瀋陽日本国総領事館・広報文化に関する業務補助

- 1) ホームページ、微博等のSNSを通じた当館の発信強化
- 2) 日中の文化、経済、社会等における調査、分析及び上記広報ツールに記載する記事の作成及びアップロード
- 3) 広報・文化事業にかかる補助業務
- 4) 翻訳・通訳業務

### （応募資格）

- (1) 中国国籍を有していること
- (2) 標準語（普通語）が堪能なこと
- (3) 高度な日本語能力（翻訳・通訳）を有していること（例えば日本語能力検定試験1級程度、人事部全国翻訳（通訳）専門資格試験2級相当程度。）
- (4) 大学卒業以上の学歴を有していること
- (5) 新メディアを活用した情報配信に関心を有していること
- (6) SNSの運営、編集経験、メディアでの業務経験があればなお好ましい

### （待遇）

- (1) 勤務時間：月曜日～金曜日（原則）  
8：30～17：15（12：00～13：00を除く）  
※但し、時間外勤務を命ずる場合あり。
- (2) 休日：土曜日、日曜日及び当館が定める休館日を原則とする
- (3) 委嘱金額：①経験及び能力に応じて決定、②月額にて支給（時間外勤務を含む。）

(応募期限)

2019年7月 1日 (月) (必着)

(応募資料)

日本語で履歴書(顔写真添付)を作成の上、応募期限までに郵便で下記に送付して下さい。(封筒に「広報分野業務補助員応募」と書いて下さい。)

〒110003

遼寧省瀋陽市和平区14緯路50号

在瀋陽日本国総領事館 広報文化担当宛

または、以下の連絡先までご連絡をお願い致します。

連絡先：遼寧省外事服務中心

電話番号：024-23242175

(審査)

書類で第一次審査を行います。第一次審査に合格した人にも、当方より第二次審査(面接)の日時を連絡いたします。